

令和2年3月2日八尾春雄議員がトップバッターで一般質問を行った。一般質問の日程が通常3日間から2日間に短縮された経緯があり、焦点を絞って全体で50分間の質問とした。

それでは、八尾議員の発言を許します。

13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 13番、八尾春雄でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

今回5本用意をいたしております。

1番目でございます。会計年度職員の労働条件は改善されたのか。

多くの名称があった非正規雇用に関して、今年度から会計年度職員に名称を統一して労務管理を行うように改定されたが、労働の実態は改善が進んだのかが問われる。

①再雇用契約が整わない場合には事実上の雇いどめが発生することになる。民間では、有期雇用であっても5年間継続して働けば期限のない雇用に変更できるのに、公務員の世界で会計年度職員にはこの制度がない。不合理ではないか。

②希望すれば全員が再雇用されることが職場慣行として成立しているのか。そうでない場合には客観的な基準を示して職場の合意がなければ恣意的管理がまかり通る危険がある。例えば、取り組むべき仕事が継続してある職場に配属されたら雇用延長できるが、そうでなければ解雇されるのと同じになる。矛盾していないか。

大きな2番目でございます。保育園の待機児童解消を求める。

労働の意欲があっても子供の世話をする者がいなければ働きに出ることができない。女性にも継続的な固定収入があるほうが、男女同権が進み、かつ住民税収入を確保しやすく自治体としても歓迎すべきことではないのか。

①直近の待機児童数は年齢別に何名か。

②保育士が確保するための方策は何か。どんな努力をしたのか。

③新住民増加政策について再検討を開始する用意はあるのか。

大きな3番目でございます。公共交通費用にかかわる特別交付金について。

平成30年度決算では、公共交通運行事業費として5,622万円が計上され、町は「5,000万円もの経費をかけている元気号はバスも運転手も現状のままとする。そうしなければ、これ以上金をかけるなどという批判住民に説明できない」と説明してきた。ところが国においては公共交通に関して支援事業を位置づけ特別交付金に該当していることが判明した。

①町は国に対して、政令に基づき、特別交付金として公共交通にかかわる費用の8割4,583万円を支払えと手続したのは事実か。

②ワークショップでの説明ではこの特別交付金は話題にならなかった。誤った情報に基づいて議論したことは利用者初め、議会をも欺くもので許されない。

大きな4番目でございます。当面ごみ袋の負担軽減、紙おむつの無料化を求める。

12月議会において有料ごみ袋について質問したところ、過去3年間合計で1億1,802万円の利用があり、原価率が24%で8,900万円もの利益があったことが答弁された。

①余りに高額なごみ袋であり、これを使用しなければ回収しないということであれば第2の税金にも相当する。値下げする意思はないか。

②新生児の場合、紙おむつの処理のために、ごみ袋で平均的に年5,400円程度必要との試算は以前指摘した。高齢者の紙おむつ処理も軽減を求める声が出ている。当面紙おむつのごみ袋の無料化をまず決

断してほしい。

大きな5番目でございます。歩車分離交差点における自転車の走行について。

歩行者の安全を高めるため歩車分離交差点が普及しつつある。

①自転車の走行は「歩」ではなく「車」として認識しているが間違いないか。例外規定はあるのか。なお、私自身は自転車をおりて歩いて押す場合は「歩」が適用されると認識している。

②現状は自転車の違反行為がよく目につく状態で心配している。町の対応はどのようになっているのか。以上でございます。

○議長(奥本隆一君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

**1番目の会計年度任用職員の労働条件は改善されたのか**ということについてでございます。

初めに、会計年度任用職員は有期雇用から無期雇用への転換ができないことについての御質問ですが、地方公共団体の常勤職員につきましては、競争試験による採用が原則とされており、厳格な成績主義が求められております。これは長期継続任用を前提とした人材の育成・確保の観点と、人事の公正を確保し、情実人事を排する観点から、必要とされているものです。したがって、地方公務員につきましては、任用期間を通算した期間が5年を超える臨時・非常勤職員が、任期の定めのない任用の申し出をしたときに、常勤職員へ転換されるというような仕組みは、設けられておりません。なお、地方公務員においては、無期雇用への転換を定めた労働契約法が適用除外となっております。

また、希望すれば全員が再雇用されることが職場慣行として成立しているのかとの御質問でございますが、会計年度任用職員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間となっております。再度任用される考え方といたしましては、今回新たに会計年度任用職員として基準を設ける予定の人事評価結果における能力実証と、次年度においてもその職の必要性が吟味される新たに設置された職と位置づけられるものがあるかなど、総合的に勘案して任用が決定されます。

このことから任期の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されるか、または、任用が終了するかにつきましては、客観的基準により決まるものとなります。

**2番目の保育園の待機児童解消を求め**ることについてでございます。

令和2年度の保育園入所申し込みにつきましては、昨年10月に受け付けを行い、12月の入所判定委員会において決定いたしました。決定通知書の送付後、転出や保育の必要がなくなった方から入所辞退の連絡を受け、12月決定時に入所できなかった方のみを対象に2次募集を2月に受け付け、2月25日に入所判定委員会を開催し決定させていただきました。

その結果、令和2年度当初において現時点の待機児童数は、1歳児の3名となっております。なお、その他の年齢については、数名のあきが生じておりますので3月1日に町ホームページに掲載し募集をかけております。

2番目の質問の保育士確保のための方策についてでございますが、来年度期限つき職員として4名の採用が決定しており、保育園、こども園、幼稚園のいずれかに配属予定となっております。また、会計年度任用職員として10名程度の募集を継続的に行っております。しかしながら、公立、私立においても保育士不足が生じておりますので、保育士確保には苦慮しているところでございます。そのため、令和2年度に初めて保育士の働き方の軽減及び環境改善のために、資格不要の保育補助員を5名程度募集し、保育士が働きやすい環境を整備し、保育士の確保に努めているところでございます。その上でも不足が生じる場合は、今年度と同様、派遣会社に保育士の派遣を依頼し、人材確保に努めてまいります。

3番目の質問の新住民増加政策についての再検討を開始する用意はあるのかについてでございますが、

開発申請の状況を常に注視し人数の把握を行っております。西校区の認定こども園の整備による受け入れ人数や低年齢児の受け入れ確保のために小規模保育事業所の設置等、子ども・子育て会議で議題として検討してまいりたいと考えます。

### 3番目の公共交通費用にかかわる特別交付金についてのお尋ねでございます。

一つ目の特別交付税として公共交通にかかわる費用の手続についてでございますが、特別交付税は、特別交付税に関する省令に基づき算定され、その中で地方バス路線の運行維持に要する経費は、省令第5条第3号に「算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の0.8を乗じて得た額とする。」とされています。平成30年度における本町の公共交通に要する経費につきましては、県からの照会により、同年11月に地方バス路線運行維持経費として5,729万5,000円を報告しており、理論上8割に当たる4,583万6,000円が特別交付税として算定されていると考えられます。しかし、特別交付税の推移を見ますと、元気号の有償運行が始まる前の平成27年度の交付額3億657万9,000円に対して、平成30年度は3億139万2,000円と、交付額がふえていないのが現状であります。

これは、地方交付税の財源は国税の一定割合とされており、普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される特別交付税の性質上、地震や台風による大規模な災害が発生したことにより、復旧対応経費として特別交付税が使われ、市町村に交付される本来の特別交付税が減額される仕組みとなっており、理論上、特別交付税の算定経費が増額したからといって、本町への交付額が増額するとは一概に言えない状態となっております。

二つ目に、コミュニティバスの運行経費について、特別交付税で措置されていることを説明していないとの御指摘ですが、特別交付税算定の詳細は、市町村に対して示されず、基礎数値と算定結果との因果関係が把握できないため、また、特別交付税は、交付金や補助金といった特定財源とは性質の異なるものであることから、実際の運行にかかった費用を提示しているものであります。

### 4番目、当面ごみ袋の負担軽減、紙おむつの無料化を求めるということについてでございます。

まず1点目のごみ袋を値下げする意思はないのかとの御質問でございますが、昨年10月から消費税率が10%になり、他市町では消費税率増加分を値上げした自治体もあると聞いております。しかしながら、町といたしましては、これ以上御負担をおかけすることはできないと判断した結果、指定ごみ袋代金については据え置いている状況であり、現時点では値下げする予定はございませんので、御理解をお願いいたします。

次に2点目の紙おむつのごみ袋の無料化についてでございますが、12月議会でも御質問いただいております。斑鳩町が一定の対象者に紙おむつのごみ袋を無償交付をされているので、どれだけの費用がかかるのかを調査し、広陵町に当てはめて精査すると御答弁申し上げております。現在はまだ精査中でございますが、町といたしましても、全てに対し否定することではなく、少子高齢化社会の中で町としてできることから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、質問通告書の冒頭に「8,900万円の利益があった。」とされておりますが、12月議会でも答弁させていただきましたとおり、ごみ袋手数料は、天理市での広域化施設の建設、また、安堵町での中継施設の建設のために充当できるよう新清掃施設建設準備基金として積み立てていることの御理解をお願い申し上げます。

### 5番目の歩車分離交差点における自転車の走行についての御質問でございます。

議員御質問の1番目、「自転車の走行は「歩」ではなく「車」と認識しているが間違いないか。例外規定はあるのか。」の御質問でございますが、道路交通法では、自転車は軽車両として扱われますので、車両の信号に従って原則車道を、自転車通行帯があるときはその通行帯を走行しなければなりません。また、道路を横断するときは、近くに自転車横断帯がある場合にはその横断帯を走行し、自転車横断帯がなく横断歩道がある場合は、自転車をおりて横断歩道を渡ることができます。この場合、歩行者用の信号機に「歩行者・自転

車専用」の標示がある場合はそれに従い、自転車をおりて横断歩道を渡る場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。

自転車走行における例外規定として、道路標識等により当該歩道の走行が認められている場合、高齢者や児童・幼児が運転する場合、車道を走行中危険を回避するため一時的に歩道を走行する場合は、歩道を走行することができるとされております。

2番目の、「現状は自転車の違反行為がよく目につく状態で心配している。町の対応はどのようになっているのか。」につきましては、登下校の時間帯等を中心に立哨や安全パトロールを実施しており、危険な行為を目撃した場合は、安全を確保しつつ声かけ等に努めております。

また、町内の中学校に対しては、毎年4月に香芝警察署の協力を得て、自転車シミュレータを利用して、正しい自転車の乗り方指導、小学校においては、年間を通じて交通安全教室、さらに、年2回の交通安全運動期間前には、交通安全新聞を作成して啓発活動を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員の2回目の質問を受けます。

八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございました。

会計年度任用職員の件で、公務員というのは非常に資格の面でも厳しいチェックがかかるんやと、こういう趣旨から5年働いたからといって、期限のない規約に移行するのはないですよと、こういうお話でございました。私、聞きたいのは、この会計年度認職員の制度を導入する場合の提案趣旨ですね。これまでであれば、パートタイマー、アルバイトなどいろいろな名前の非正雇用というのがありましたけれども、賞与を支給しようと思っても、いたしかねる、そういう仕組みになっておったので、それを賞与を支給したいんだと、7,000万円ほど金がかかるけれども、労働条件を改善するためにぜひ協力してもらいたいと、こういう提案でございましたので、それはそれで一歩前進だろうと、こういうふうにいるわけでありまして。それで、特に定年に達した人が会計年度任用職員を希望される場合に、心配するのは1年間しか契約期間がないわけですから、1年たったときに御苦労さまでしたと、この仕事終わりましたんやと、もうあきまへんというような職場と継続的に今回の箕尾準工業地区の開発、土地対策ですね、用地の買収などについては1年ではおさまらんわけですね。2年も、3年も恐らくかかってくるんじゃないかというようにところに配置をされる会計年度任用職員の場合は、きちんとやればちゃんと見通しがあると、こういうことに最初からなっちゃうのではないかということになりますから、趣旨は単年度の契約ということになりましたけれども1年間問題なく働いたということであれば職種を変更しても本人が希望するのであれば次の仕事がちゃんと与えられるべきではないのかと、こういう趣旨の質問なんですね、リアルに言いますけれども。そういうことは運用上、可能だと思いますけれども、考えませんか、どうですか。

○議長(奥本隆一君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) ただいまの八尾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の際に、定年退職したということでおっしゃっていただいたかと思うんですが、それを前提としてお話をさせていただくということでよろしいでしょうか。

今現在、正規の職員は定年退職する場合には、年金の受給がすぐに始まらないということで、再任用職員ということで、これは基本的に本人が希望すればフルタイム、もしくはパートタイムでの再任用ということで雇用しているような状態でございます。その期間については、当初1年、それから現在は3年、さっきまた4年ということで延びるわけなんですけれども、おっしゃっていただいているのは、恐らく再任用の期間が終わった以降に、会計年度任用職員に移行する、もしくはその時点で終わるかということも含めての御質問かと思っております。その点につきましては、まず会計年度任用職員として必要な職かどうかということが原則論の話でござ

ざいますので、そこにたまたま配置されておったとかいうことではなく、あくまでも事業の進捗状況、また重要案件等も踏まえましてその職が必要であるかどうかというのを基準に人が必要であるかどうかというところで判断しておりますので、その点は何かそこにたまたま配置されておったので、その続きで雇用されるというようなものはございません。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 今の部長の答弁は、人がいるから仕事をつくるんだというんじゃないですよと、仕事があるから人が要るんやと、こういう趣旨の話でございました。それはそのとおりでございます。

それで私、キーワードとして使ったのは、「職場慣行」という言葉でございます。労働基準法だとかいろんな法律がありますがけれども、その職場で、その最低限度の基準を定めた労働基準法などの基準よりも上回るようなことが、ごく当たり前になっている場合には、例えば該当する人が10人いまして、希望する人はずっと10人連続して希望のとおり採用されてきたと。ところがある人になったときに、あいつは部長にたてついたとか、評判が悪いとか、非常に根拠がはっきりしないような理由をつけて採用しないということになったら、それは職場慣行違反だから、これは労働基準法違反になるんですよ。職場慣行が上なんです、労働基準法より職場慣行が上。だからその職場でごく当たり前に行われていることがちゃんと担保されなかったら、おかしなことになりませんかということを趣旨で聞いているわけです。ですから今まで再雇用の制度であっても、それから会計年度任用職員の場合であっても、そういうふうな運用を誤りますと、具体的な基準は何だと、どういう基準で仕事をしているんだということだって客観的に示してもらわないと納得がいかないことになるんですね。だからそこらあたりの職場慣行の運用管理というのは誰がやっているんですか、総務部長がやっているんですか。それはちゃんと守られているのかどうか、それをお尋ねします。

○議長(奥本隆一君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) お答えをさせていただきます。

御質問いただきましたように、職場慣行としてそのような取り決め等は行っておりません。職場慣行として、先ほど御質問いただいたような継続して雇用をするというような、そういう意味での職場慣行というのではないというところでございます。繰り返しになりますけれども、職として必要かどうかを判断させていただいて、その設置を決めておるというところでございます。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) わかりました。適正な運用をぜひやっていただくように希望しておきます。

二つ目にまいります。

保育園の待機児童ですが、2カ月ほど前にお尋ねしたときには、30名余りが待機児童かという報告をもらっていたんですが、改善をされたということなんですかね、これはね。1歳児の方が3名待機児童数があるんだと。よく言われるんですが、待機児童としてカウントする条件にはないんだけど実際には預かってほしいというふうに希望しているんだけど、条件が合わなくて希望自体を取り下げたりとか、そういう経過の方々はこの中には入っていないんでしょうか、入っているんでしょうか。

○議長(奥本隆一君) 北橋福祉部長！

○福祉部長(北橋美智代君) 先ほどお答えをさせていただきましたとおり、二次募集というものを実施させていただきまして、最終その中でこちらのほうの空き状況をマッチングさせていただいた結果で、議員おっしゃっていただいた待機児童として判断させるのか、させないのかという部分につきましては、入っておりません。だから待機児童としてこちらのほうでカウントさせていただいているというところでございます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 以前に決算委員会だったかな、9月の議会で、例えば仕事をしていただいていた方が会社の都合で首になったと。今は仕事がない状態だと。けども、3カ月以内に再就職が決まらなければ、それはあなた条件がありませんよというようなことをあらかじめ町が申請書に印刷をして、それを承認するんだったら書きなさいということは不当だと僕やりとりしたことがありますけれども、部長覚えていますね、あの運用はどうなっていますか。

○議長(奥本隆一君) 北橋福祉部長！

○福祉部長(北橋美智代君) あちらのほうにつきましては、入所の判定がされて、継続的に入っていただける方についてはそのまま継続をさせていただく方向で検討をさせていただいております。休職という形で入っておられますので、建前という言い方がいいのかどうかわかりませんが、ほかの点数でちょっと判定をさせていただいた関係もありますので、3カ月たちましたらそういう証明書を出していただきたいというふうにはお願いをさせていただいておりますが、原則的に一旦入っていただきますと、そのまま継続をしていただく。御本人さんのほうからそういう事情が変わって対処したいとか、退園をしたいということであればお受けをさせていただきますが、原則的には継続をしていただくという形でさせていただいております。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ありがとうございます。実態をよく捉まえて住民の利益をやっぱり大事にしてやっぺいこうという趣旨だろうと思います。この件は、この後坂野議員が質問をされるように聞いておまして、質問にも出ておりますから、もうこのあたりでやめておきます。坂野議員ちょっと頑張ってください、子供のために尽力していただければ。バトンタッチをしておきますのでよろしく願いいたします。

**3番目にいきたいと思います。**

公共交通費用のことについて、予算のところでも少し申し上げましたが、新たに質問いたします。特別交付金以外の特別交付金は総務省の制度ですが、国土交通省の制度で地域公共交通確保維持事業というのがございますね。この件で広陵町は請求をしているということを国は言っているんですが、平成30年度はどれだけの請求をしてどれだけの入金がありましたか。決算で確定している数字でお尋ねします。

○議長(奥本隆一君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) お答えをさせていただきます。

議員のほうからは、地域公共交通の確保維持事業についての収入についてのお尋ねでございます。まず、本補助金の補助の対象と申しますのは、事業者になりまして、これは奈良交通でございます。元気号の委託事業者の奈良交通のほうに収入をされておるという状態でございます。奈良交通の場合は、補助金につきましては、町のほうからの元気号の委託料と差し引きをして最終委託料の精算が行われておるということで、ちなみに9月議会の際に、平成30年度の事務事業点検評価報告書、実績報告書の82ページのほうでございます。15番の広陵元気号の運行事業という欄に国庫補助金として705万9,000円という金額を示させていただいております。この金額が地域公共交通の確保維持事業の平成30年度の収入であるというところでございます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) この問題はなかなか奥が深いものですから、2月27日に東京へ行ってまいりました。政府交渉であります。奈良県の共産党の議員団としていろいろな課題がございましたので、この問題も取り上げているものがございます。国交省の総合政策局地域交通課のヒラナ課長補佐という方が出てこられまして、広陵町から請求があると。申しわけないけれども、上限がかかった費用の2分の1までは何とか国として対応したいということなんだけれども、2分の1に達していないと。申しわけがないと。財務当局にも引き続き要請をしていきたいと、こんなお話でございました。ということになりますと私、ワークショップに参加しているメンバーですから、昨年10月から制度、ルートやダイヤをいろいろ見直しましたけれども、そのときに町が何を

言ったのかというのがこの際やっぱり問われると思うんですよ。町が言っていたのは、年間5,000万円を超えるような大量のお金をこの事業に投入しているんだと。これ以上ここにお金を追加すると、この事業にまた御理解をいただけない方からあかんと、こんなことに、お客さんの乗っていないバスが走っておるばかりじゃないかと、こういうことで避難があるので、これ以上お金を投入するわけにはいかないんだと、こういう説明でございましたので、ワークショップに参加しておられた方は、それはしょうがないですねと。では、運転手とバスは、既存の体制のままで何とかやりくりをして、それでいいものにしたいと。実際には、以前より便利になった方もおられるんじゃないかと思えますけれども、だけど、それまで利用しておられた方はルートが変わったり、ダイヤが変わったりするわけだから、それは困りますなどと、かえって悪くなりましたなどと、こういう批判になるのは当然でございます。だからそのときに、国の制度として総務省の制度として、特別交付金の制度もあり、そして国交省でこの事業に対する支援の事業もあるので、5,600万円全部が広陵町の負担になっているわけじゃないということも示しながら、だけでも限度があるから、例えば1日3便だけれども、4便に何とかできないかということを検討したいんだと。ついては住民の皆さんに御意見を賜りたいというふうに言ったら、それは立派なやり方だと思いますよ。だけど最初から枠にはめて、その中で検討してくれと、こういうふうに言ったんやから、はっきり言って住民を欺いているんじゃないかと僕は思っているの、欺いていると書いたんですが、どういう認識ですか。

○議長(奥本隆一君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) 御説明させていただきます。

まず住民の方々、ワークショップに参加いただいている方々を欺くようなつもりではございません。あくまでも先ほど答弁にも申しましたとおり、特別交付税に関しましては、交付される際のやはり詳細が示されておらないところでございますので、そういった説明を詳細には行ってこなかったところでございます。しかしながら議員がおっしゃっていただいておりますように、国交省のそういった補助についての説明であるとか、また今回の特別交付税に関しまして、そういった説明というのは、これまで全くしておらなかったところも、これも事実でございますので、御指摘のとおり、このあたりにつきましては、住民の皆様には、今後わかりやすく、また誤解のないように説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 部長、事実を認めるというのはなかなか勇気の要ることですけれども、お認めになったのは一歩前進だろうと思います。それを前提にして、話をしていきますが、恐らくこれは町長から言われたんやろうと思う。町長に答弁は求めませんが、実務担当者としてやっぱりそこらあたり町長、これ、住民の皆さん、ワークショップに参加している皆さんにきちんと説明しておかなかつたら後でもめまっせとちゃんと部長言わなあかんやん、スタッフとして。そういうことがやっぱり欠けているということを指摘をしておきたいと思えます。

住民の皆さんのところの意見は今使っていないと。だけど後10年したらわからんと。そのときに気軽に乗れるように元気号も1日4便とか、5便ができるかどうかわからないけれども、当面4便にしてくれと。戸口から戸口へお安い料金で乗れる乗り合い型の予約タクシーも走らせてもらいたいと香芝から話を聞いたと、こういうことを言っているわけです。デマンドタクシーのことについては、この後山田議員がしっかりと質問をしますので、つないでおきます。連係プレーでございますので、ぜひ頑張ってくださいと思うものでございます。それでは、この件については、住民の利用の条件をもっとよくしてほしいということを述べまして、次に移りたいと思えます。

ごみ袋のことでございます。びっくりしましたね。8,900万円の3年間で利益が出たといつて、みんなびっくりしましたよ。それで、これは将来のために蓄えておくと、こんなことで言っておられますけれども、厳し



い言い方を現在の住民が将来の住民の皆さんの経費まで寄附するんですかと、それはおかしいのと違いますかと。いやいや、そこまで言うてくださるなど、お金のテーマはどこでも困るから、蓄えそのものを否定するんじゃないかと、やっぱり適正な価格というのはあるのではないかと聞いています。もと自治体が行うべき義務でありますごみの処理事業について、有料でなければやりませんよということ自体が不当なんですけれども、ここのところは一旦引いて、一歩引いて、今の価格が適正かどうかということをやっぱり吟味する必要があるんじゃないかと思えますけれども、原価率が24%という数字が議会だよりも載りましたからいろんな方からお問い合わせもあるんじゃないかと思えます。部長その後、何か住民の動向として意見を把握しておられるんだって言うて下さい。いやいや、八尾議員何を言うておられるんですか、町のやり方が正しいから、これでいって下さいというのばかりでっせというのやったらまた話は別ですけども。

○議長(奥本隆一君) 小原事業部長！

○事業部長(小原 薫君) 今現在、八尾議員おっしゃった原価率24%で利益があるということは住民の方から御質問は特にございせん。ただ、今回議員提出議案として手数料の一部改正ということで上げていただき、いつも無償化、無償化という中で、今度は半額ということで、かなり譲歩していただいているのではないかとと思えますが、やはりこの費用につきましても、今後、利益といえますけれども、利益という考え方ではなく、あくまでも新清掃施設の建設の準備基金としての積み立てということでやっぱり今後天理での広域組合の施設、安堵町での中継所という建設が続きますので、やはり基金としてはかなり必要やと思えます。これでごみ袋を半額にすることによって基金の積み立てが減るということになれば、また今後足らんようになる部分については、また一般会計からの投入が必要ということにもなると思えますので、今回につきましては、このままで値下げせずという考え方でございますが、今後やはり天理の施設、安堵町の施設が建設されましたら、一旦費用はそこまでかからないという案もございせんけれども、やっぱり後世のことも考えますと、やはり建てかえとか、数十年後に建てかえとかいうこともやっぱり出てきますので、ある程度は基金に積み立てということは必要ではないかと考えております。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) そういう意見は聞いてませんということをおっしゃられたけども、部長の仕事の仕方として議会答弁はそれでいいかもしれないけれども、例えば奥さんに聞いてみるとか、御近所で仲よくしている人に聞いてみるとか、じいちゃん、ばあちゃんひとり暮らしの人に聞いてみるとか、やっぱりそういうことを一つ一つ手順として、八尾議員の言うてることもむべなるかなというふうになるのか、いや、あれはあかんがなというふうになるのか、やっぱりそこはちょっとやってもらわないと困ると思うんです。そのことは指摘をしておきたいと思えます。

紙おむつの無償のことについて言うておりますが、これは以前にも言うておりますが、年間で大体45リットルの袋が100枚程度要りますので5,000円分、赤ちゃんがお生まれになりましたら、おめでとうございます。紙おむつを出していただくのに、この指定ごみ袋5,000円御負担をいただきますように、よろしくお願ひしますと、こういうふうにあてがっているのと同じなんです。こういう恥ずかしいことをやめませんか。これからまず手をつけるということ、これはだから議員提案というよりも町の側がきちんと判断をして、なるほどと、子育てしやすいまちになったんやなということをお認めしていただく上で一番いいやり方だと思うんですが、どうですか。

○議長(奥本隆一君) 小原事業部長！

○事業部長(小原 薫君) 今の御質問でございせんが、12月議会のほうで斑鳩町さんが取り組んでおられる、斑鳩町さんは紙おむつの専用の指定袋、有料袋がございせん。それを3歳未満とか、高齢者の方に一定の量をお配りしているということがございまして、うちのほうもそれを考えておりましたところ、やはり額的にはそれほどかからないということもございせんが、うちの場合は紙おむつ専用のごみ袋はございせん。一



一般的に全部家庭で使っている有料ごみ袋でございますので、別の案としまして、今うちのごみ袋を無料交付すると、やはり町全体のことを考えますと、やっぱり公平面からもちよつと問題があるんじゃないかという思いがありまして、この前ちよつと町長とも話をしまして、一般の透明袋か、半透明袋だけを紙おむつ専用として出していただいて、それは一般で購入していただいて、それを可燃ごみの日に出してもらおうという方法もあるのではないかとことも考えておりますので、その辺はちよつとこれから精査していきたいと考えております。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 特別に準備した袋で無償を言うのかと思ったら、何のことはない、金払えということを持しているわけだからがっかりしましたけれども、そういう紙おむつは矛盾が大きいので、ぜひ十分に研究をしていただいたらよろしいかと思ひます。

5番目にいきます。

歩車分離の交差点のことについて質問をしているわけです。私の住んでおります近所の馬見北2、3、5、6、かつて魔の交差点と言われて、信号機のなかった時代にはしょっちゅう衝突事故が起きていた交差点がございます。なぜこうなっているかといったら、東西の道路、それから南北の道路もその交差点が頂点になっているんです、そういう構造になっているんですよ。それで非常に厳しい状態になっている交差点がありました、信号機ができて、これはよかったなと、こうなっているわけです。ところが最近、ここも歩車分離になりました。それから五位堂の駅前のコスパの横の大きい交差点も歩車分離になっております。お店をやめられましたけれどもヤオヒコのところもたしか歩車分離になっております。じつと見ますと、どういうことになるかといったら、車のほうで赤信号になってたら車はとまるんですね。ところが車が赤信号のときには、歩は青信号になりますから、一斉に自転車がその交差点の中に入り込むわけですよ、入ってくるんです。自転車は車両と同じだから自動車と同じ扱いでしょということなんですけれども、恐らく知らないんじゃないかと思うんです、これ。徹底してないと思うんです。先日、香芝警察に伺いまして、この件についてどんな状況ですかというふうに聞きましたところ、警察官はよく認識しておられました。実際に交差点で安全指導に立っている警察官がいる場合には警笛を鳴らして指導するということを言ってますが、ところが申しわけない、警察官はそこまで多数いませんから、全ての交差点に配置できないと、こんなことがあったので今町も答弁されたような研修の場を設けてやっていくということもあります。だけどこれは、ちよつとなかなかそういう認識になっていないことですから、自転車は自動車やあるいは単車と同じ扱いなんだということをもっと徹底していただくような方策が要るんじゃないかと思うんですけれども、どうですか、何かありませんか。

○議長(奥本隆一君) 林田危機管理監！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) 議員がおっしゃるとおりだと思います。私も時々交差点でそういう自転車を見ることがございます。あくまでもそういった場合は、自転車からおりて歩いて渡るのが原則になっているものでございます。そういったところは、小学校、中学校には安全教育という形で周知はしているところなんです、高校生以上になりますと、どうもそういうところの認識が薄れてくるのかなというふうにも思ひます。そういったところを踏まえまして、いろんなホームページでも注意喚起の記事は載せておるんですが、それだけでは十分に至らないような面もございまして、警察でも協議させていただいて、そういった方々に対する注意喚起をどのようにしていったらいいのか、また早急に検討もさせていただいて、それを実施していきたいと思ひます。

以上です。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 高齢者の方の運転とともに、自転車の走行ということも最近テーマになっております。任意保険に加入をしなさいという制度が始まるとか、こういう問題だってあります。それからちよつと変形ですが、この歩車分離の交差点じゃないんですけれども、町内には30キロ制限をしている道路もございまして、

自転車30キロを超える走行をするとどうなるか、教えてください。

○議長(奥本隆一君) 林田危機管理監！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) まず自転車30キロを出すのは非常に困難かなと思いますけれども、町長の答弁にもありましたように自転車に乗って走行する場合は車両として認識されますので、それは道路交通法違反になると思います。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 私の認識は違います。自転車は対象外になっているんじゃないかと聞いたことがありますので、もうちょっと調べてみますけれども、自転車というのはやっぱり歩いている人と、それから自動車と中間的な扱いになりますから、どうなっているのかということもちゃんとこの際調べていただいて、お願いしたいと思います。

それから笠のところに自転車専用通路ができましたけれども、それについても警察に尋ねましたところ、後ろから車であおられて、単車、原付バイクでその自転車レーンに入り込んだ場合には違反になるんですかといったら、危機を回避するために入り込む場合は別に支障ないですよ。だけどそこをずっと走っていたらダメですよ、こういう答弁でございました。これもなかなか難しいところでございます。ですから、自転車に乗ることが事故なんかで高齢者でぶち当たると、非常に大きな事故になって死亡させたりすると、自転車に保険を掛ける人は余りないから、大きなことになりますので、ちょっとそういう意味でも本格的にこの自転車問題というのは議論していただく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、今、中村政策監が何か耳打ちしてましたから、そのことも踏まえてちょっと答弁してください。

○議長(奥本隆一君) 林田危機管理監！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) 私、先ほど自転車走行は車両ということで道路交通法に適用されるというところを申し上げましたが、速度違反については適用されないというようなことでございます。しかしながらそういった走行に対して道路交通法を守っていない自転車等も多数見受けられますので、そういったところはしっかりと交通安全対策として考えていかなければなりませんので、また警察ともしっかりと、またJA Fにも交通安全教室でやっていただいておりますので、そういったところにも来ていただいて、周知していきたいと思っております。

○議長(奥本隆一君) 八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 私は何も30キロ制限のところでは自転車を飛ばして40キロで走れなどとあおっているわけではありません。それは緩やかに穏やかに走っていただければいいわけで、人にやっぱりなじみのある乗り物でございますので、そういうところをぜひお願いしたいと思います。

歩車分離交差点ですけれども、住民の方の要望でふえてきているのははっきりしているんですけれども、今言ったように、趣旨が徹底していないことが多いので、これを今の状態そのまま歩車分離交差点にしてくださいというのは、はい、わかりましたというふうに言うのはちょっと問題があるように思うんですね。これまでの町内にある歩車分離交差点、香芝の五位堂駅も含めてもそうですけれども、住民が利用しておられる交差点で、そういうのが一体どれぐらいの件数があるか、どういう状態になっているのかというのをちょっと調査して報告をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その点いかがですか。

○議長(奥本隆一君) 林田危機管理監！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) 町内にある歩車分離の交差点で、その利用実態、歩行者、自転車等時間はかかるかとは思いますが、調査させていただいて、また議会のほうにも報告させていただきます。

○13番(八尾春雄君) 終わります。

○議長(奥本隆一君) 以上で、八尾議員の一般質問は終了します。